経済建設常任委員会所管事務調査事項資料
令和８年１１月１８日【建設部管理課】

除雪について（令和８年度　除雪計画）

Ⅰ．実施計画概要

１．車道除雪

（１）除雪延長

市　　道	５１０．７０ｋｍ	前年比 －　10.02 km
市道以外	１８．６２ｋｍ	前年比 －　1.77 km
計	５２９．３２ｋｍ	前年比 －　11.79 km
うち、直営：	０ｋｍ	前年比 －154.48 km
委託：	５２９．３２ｋｍ	前年比 ＋142.69 km

（２）除雪委託

恵庭まちづくり協同組合

幹線道路（　４社）：	８４．４９ｋｍ	前年比 ± 0.00 km
生活道路（１６社）：	３０４．５１ｋｍ	前年比　＋2.37 km
郊外道路　　：	１４０．３２ｋｍ	前年比 ＋140.32 km

２．歩道除雪

（１）歩道延長及び除雪延長

歩道延長	３５５．１１ｋｍ	前年比 ± 0.00 km
除雪延長	１９２．３７ｋｍ	前年比 ＋　0.41 km
うち、直営：	０ｋｍ	前年比 －12.63 km
委託：	１９２．３７ｋｍ	前年比 ＋13.04 km

（２）除雪委託

恵庭まちづくり協同組合

歩道機械　（８社）：	１７９．１２ｋｍ	
郊外	１３．２５ｋｍ	
信号・人力（３社）：	３２箇所	前年度と同数
階段・人力（３社）：	９箇所	前年度と同数

３．排雪計画及び雪堆積場

排雪計画：　９１路線　　６７．８１ｋｍ

雪堆積場（一般開放）：３箇所

白　樺：12 月 15 日開設予定（12/31～1/3、土曜日休み）

牧　場：　１月５日開設予定（日曜日休み）

西島松：　１月５日開設予定（日曜日・祝日休み）

※開設時間：８時から 17 時（場内整備のため 12 時から 13 時迄閉鎖）

（市 専 用）：２箇所　　戸磯第１調整池、第４墓園

４．スリップ対策

・毎日パトロールを実施し、凍結路面に凍結防止剤の散布を行う。

・砂箱を市内１２７箇所に設置

・定置式凍結防止剤散布装置を市内１５箇所に設置。

５．公共施設除雪

直　営：	０箇所	委託化のため減
委　託：	４８箇所	委託化のため増
計　：	４８箇所	前年度より１減

Ⅱ．実施要領概要

１．除雪実施要領

（１）除雪出動基準

・ほぼ連続した降雪で、降雪量が１０㎝以上になり交通障害が予想される場合。

・風雪や地吹雪による吹き溜まりが発生した場合。

※但し、道路交通に支障がない場合や気温が高く融雪が進む場合、車の走行で既に圧雪状態であるとき、作業が通勤通学時間に重なる際は、出動を見合わせる場合がある。

（２）除雪作業時間

・夜間除雪を基本とし、原則として午後９時に作業開始し午前７時までに作業を終了させる。

・天候等によりやむを得ず日中に出動する際は通勤・通学時間帯を避けて作業を実施する。

・吹雪などの視界不良時は、事故防止のため天候の回復を待って実施する。

２．除雪の順位

① 主要幹線及びバス路線

② 通勤・通学・防火に必要な路線

③ ①②以外の路線

の順に、規定時間までに１車線を確保し、降雪状況に応じて遂次拡幅除雪を行う。

３．生活道路除雪

（１）除雪方法

道路上の雪を左右にかき分ける方法で路肩や施設帯に雪を寄せ道路交通を確保する。

（２）玄関・車庫前などの間口除雪

かき分け除雪により玄関、車庫前などに寄せられた雪については、各家庭での処理をお願いしている。

Ⅲ．市民へのお願い

１．各住宅の間口除雪は、各家庭で処理をお願いします。

２．深夜作業による騒音・振動への理解

３．車道や歩道に雪出しをしない（道路法）

４．路上駐車をしない（自動車の保管場所の確保などに関する法律）

５．路上障害物の撤去

６．除雪前にゴミ出しをしない

７．屋根からの落雪による交通障害や落雪事故を防ぐ

８．マンション・アパート等の敷地内の雪は入居者・管理会社が責任を持って除排雪する

９．事業所・商店前の雪は車道や歩道に寄せるのではなく事業者が責任を持って除排雪する

１０．道路での雪遊びはしない